

4月の無料相談

※祝日を除く

相談名	日	時	場所	主な相談内容(相談員)
市民法律相談	毎週火曜日	13:30~16:00		法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制(相談日の2週間前の火曜日から)
司法書士相談	14日(水)	13:30~15:30	広報広聴課 (☎内線2376)	相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題(司法書士) ※予約制
行政書士相談	15日(木)	13:30~16:30		相続や契約書(賃貸・売買・雇用・介護)の作成などに関する事(行政書士) ※予約制
総合労働相談	9日(金)	13:30~16:30	広報広聴課	労働・社会保険関係、働き方改革関連など(社会保険労務士) ※予約優先(☎029-350-4864)
土地家屋調査士相談	7日(水)	13:30~15:30	広報広聴課	土地の境界問題や建物の登記に関する事(土地家屋調査士) ※予約優先(☎029-259-7400)
行政相談	21日(水)	13:30~15:30	広報広聴課 (☎内線2376)	国や県・市など、行政全般に関する困りごと、悩みごと(行政相談委員)
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15	広報広聴課 (☎内線2376)	市に対する要望、苦情、意見など(担当職員)
心配ごと相談	第1・第3水曜日	13:00~16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)
消費生活相談	月~金曜日	9:30~16:30	消費生活センター (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15	こども包括支援課 (☎826-1111)	18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員)
育児相談	月~金曜日	9:30~16:30	地域子育て支援センターさくらんぼ (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)
早期療育相談	月~金曜日	9:00~17:00	療育支援センターほか (☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関する事(早期療育相談員)
青少年相談	火~土曜日	10:30~17:00	青少年センター (☎823-7838)	青少年についての困りごと(相談員) ※電話相談可
教育電話相談	月~金曜日	9:00~16:00	教育相談室 (☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員)
交通事故相談	月、水~金曜日 (第3水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所 (☎823-1123)	交通事故に関する事(県受嘱相談員、弁護士)
人権相談	月~金曜日	8:30~17:15	水戸地方務局土浦支局 (☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00	新治地区公民館 (☎862-2900)	生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)
女性の ための	フェミニスト相談	毎週火曜日	男女共同参画センター (☎827-1107)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門の女性カウンセラー) ※予約制
	一般相談	9日(金)、23日(金)		家族、夫婦、仕事など、女性を取り巻くさまざまな悩みごと(専門相談員) ※予約制

進めよう！ 男女共同参画

男女共同参画室(☎827・1107)

SDGs ジェンダー平等を実現しよう



2015年9月国連サミットでSDGs(持続可能な開発目標)が採択されました。すべての人々にとってよりよい、持続可能な将来を築くために、「誰一人取り残さない」をスローガンとして、貧困、教育、ジェンダー、環境など私たちの暮らしている中で直面する課題の解決を目指すものです。SDGsでは、17の目標を設定し、2030年までにそれらの目標を達成するため、さまざまな取り組みが行われています。17の目標の5番目に「ジェンダー平等」があります。ジェンダー平等の実現は、全ての目標達成に欠かせない基礎的で重要な課題の一つです。

ジェンダー平等とは

家庭や職場、地域などあらゆる場面において、性別による偏見や不平等のない社会を目指していくことです。女性を取り巻く環境、解決すべき課題の背景にはジェンダー(社会的・文化的につくられる性別)に基づく偏見や不平等があるといわれています。

ジェンダー平等を実現するためには

意思決定・方針決定過程への女性の参画

日本では、政治・経済分野への女性の関わる割合が低いです。社会のあらゆる分野に男女が対等な関係で参画することが、ジェンダー平等を実現するために大切なことです。

無償ケア労働の負担軽減

家事・育児・介護などの無償ケア労働の担当状況については、まだ女性の割合が多く占めている状況です。それぞれの家庭のベストな家事・育児の分担を話し合い、見つめ直してみましよう。

女性に対する暴力の根絶

配偶者やパートナー、恋人からの暴力は重大な人権侵害であり、被害を受けた人の心と身体の健康に弊害をおよぼすことになりかねません。近年では、若年者における交際相手からの暴力も深刻化しており、子どもの頃からの暴力防止教育が大切です。